

平成21年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和4年4月現在)

テーマⅠ「相模原市の小学校・中学校等に関する財務事務の執行等について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
21-指-6	P81~82	指摘	学務課	<p><b>【校外活動助成金関係】</b>  <b>委託先団体の税務不申告等</b></p> <p>相模原市立小学校教育研究会及び相模原市立中学校教育研究会に業務委託を行っているが、両団体は、これに関する税務上の対応を行っていない。当該委託契約は、法人税法上の収益事業(請負業)に該当する。相模原市立小学校教育研究会においては、受託金額が10,000千円を超えていることから、消費税の納税義務者にも該当するものと考えられる。</p> <p>一般論として、相模原市は、補助金の交付元及び委託事業の委託元として、交付先及び委託先の団体が納税義務を含めて、不適切な行為を行っている兆候はないことを、少なくとも実績報告書等の記載事項から判断する必要があるものとする。</p>	措置困難(R4.4)	<p>相模原市立中学校教育研究会及び相模原市立小学校教育研究会は教職員を構成員とする任意団体であり、当該業務は委託費の全てを事業費に充てているため、収益のある事業ではないが、平成22年度から相模原市立中学校教育研究会、平成25年度から相模原市立小学校教育研究会の委託内容の見直しを実施したため、消費税の納税義務は発生していない。</p> <p>平成26年度から両団体との委託契約を廃止し教育委員会が直接事業を実施したため、法人税の納税義務は発生していない。</p> <p>平成28年度から両団体の予算書及び決算書に「委託料」の項目を設け、委託事業の有無を確認することとした。更に、同様式に「本補助金対象経費」の項目を設け、補助金を充当した科目を明確化することとし、補助金の交付元として、交付先が不適切な行為を行っていないことを確認・監理しているところである。</p> <p>また、両団体が過去に受注した業務委託の法人税及び消費税については、債務者である各団体に対し、対応の指導を行っていたが、請負を行っていないことが確認できる年度から相応の時間が経過しており、国税通則法により納税することができなくなった。</p>